【　　　　　市・町】（氏名：　　　　　　職種：　　　　　　　受講終了日：R　年　　月　　日）

事例２（ 動画６ ：ケース２）

事例２動画視聴　前

・本事例は、介護認定審査会における一次判定確定後の、「介護の手間にかかる審査判定」「状態の維持・改善可能性にかかる審査判定」に関する個人ワークです、

・まず 、 動画６ を視聴する前に、事例２の資料（「介護認定審査会資料」と「特記事項」、「主治医意見書」）を読み込んで下さい（10分程度）

・このワーク後に見ていただく動画６においては、一次判定の修正・確定のプロセスで「認知症高齢者自立度」について議論しています。調査員は「Ⅱa」と判定し、主治医が「Ⅰ」と判定しているためです。議論により「Ⅱa」で確定しますが、どの特記事項・主治医意見書の記載にもとづき「Ⅱa」と判定しているか考えて下さい。(約5分)

|  |
| --- |
| 認知症高齢者自立度「Ⅱa」とする根拠（特記事項・主治医意見書の記載） |
| （特記事項）    （主治医意見書） |

・一次判定確定後の、介護の手間の検討において、気になる調査項目・特記事項の記載は、どれですか（約５分）

|  |
| --- |
| 介護の手間を検討の際に、議論するべき特記事項 |
|  |

・事例２では、要介護基準時間が32分以上50分未満に該当することから、「状態の維持・可能性にかかる審査判定」の必要があります。「状態の維持・可能性にかかる審査判定」には、「予防給付の理解が困難か(認知機能の低下)」、「状態の安定性」の二つの判定要素があります。この事例２の動画４では、「予防給付の理解が困難か(認知機能の低下)」を中心に議論しています。あなたならどう判定しますか、その根拠は何ですか (約５分)

|  |
| --- |
| 「予防給付の理解が困難か(認知機能の低下)」についてどう判定するか、その根拠は |
| （どう判定するか）    （根拠） |

事例２動画視聴　後

・ 動画６ を視聴後、その内容のポイントを下記のとおりまとめて下さい(約10分)

|  |
| --- |
| 認知症高齢者自立度「Ⅱa」とする根拠（特記事項・主治医意見書の記載） |
| （特記事項）    （主治医意見書） |

|  |
| --- |
| 介護の手間を検討の際に、議論した特記事項 |
|  |

・

|  |
| --- |
| 「予防給付の理解が困難か(認知機能の低下)」についてどう判定したか、その根拠 |
| （どう判定したか）  　（根拠） |

全体を通して

・この研修全体を通して学んだこと、今後の審査会活動で生かしたいことなど記載して下さい（約10分）

|  |
| --- |
|  |